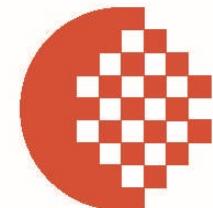


博物館施策の動向について

文化庁企画調整課



文化庁

令和7年11月6日

博物館に求められる役割・機能

令和4年の博物館法改正の際、文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において、「これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）」について整理を行っている。（以下、「審議のまとめ 概要」より一部抜粋）

● 博物館法制定時からの3つの基本的な使命

- ・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究

→ 現在においても、ICOMなど国際的に共有されているものであり、引き続き維持する必要

● 今後必要とされる役割・機能：

- ・「文化をつなぐミュージアム」（Museum as Cultural Hub ※ICOM京都大会で提唱）としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場
- ・実物（もの）に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場
- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築、文化資源の魅力の発信の場



＜これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）＞

「守り、受け継ぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有

「育む」 多世代への学びの提供

「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題への対応

「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

令和4年度博物館法改正のポイント

現状・課題

【現状】

- 博物館法（1951年制定、制定から約70年）
 - ・社会教育施設として、資料の①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究を行う機関
 - ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
 - ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進
- (登録博物館のメリット)
 - 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
 - 特別交付税の申請が可能
 - 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
 - 美術品補償制度の利用が可能
 - 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能
- 等

【課題】

- 設置形態の多様化
 - ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
 - ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化
- 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化
 - ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
 - ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
 - ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目的単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館機能強化推進事業

令和8年度要求額

621百万円

(前年度予算額)

369百万円)



背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることになった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

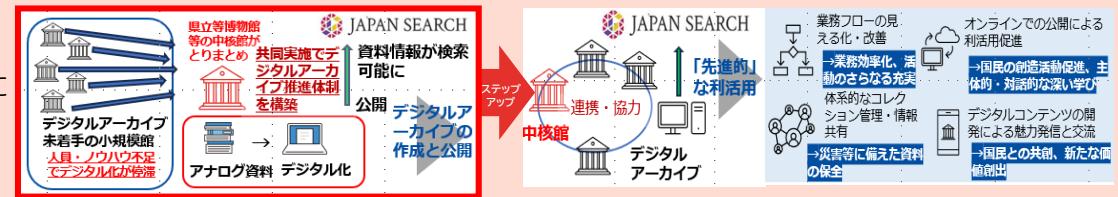
法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 510百万円

① Museum DXの推進 77百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価： i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 50百万円【補助率：定額】
ii) 博物館DX推進型 27百万円【補助率：2/3】



②社会課題対応と博物館の機能強化支援 39.8百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摶等）や博物館の収益課題への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：
 - i) 地域課題対応型 81百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
 - ii) ネットワーク型 97百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
 - iii) 経営課題対応型 200百万円（新規）【補助率：2/3】
 - iv) 民間博物館活用型 20百万円【補助率：定額】

※委託事務費 35百万円 (①②)



(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：
 - i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（登録博物館等のプロモーション、博物館職員等の在外派遣）
 - ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×36百万円（博物館への専門的人材派遣）
 - iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等）

アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和6年	令和7年	令和8年
28	29	34

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和6年	令和7年	令和8年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和8年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度70%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

（担当：文化庁企画調整課）

背景

令和4年博物館法改正（以下「改正法」という。）により、法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更が行われたことに伴い、本告示についても所要の改正を行う方向で検討中。あわせて、法改正時の附帯決議や、文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議、関係団体による要望に基づく内容も盛り込む予定。

主な改正内容

①改正法に伴う規定の見直し

- ・デジタルアーカイブに係る規定の整備
- ・文化施設としての役割に係る規定の整備
- ・地域のまちづくりや産業の活性化等の地域課題への対処に係る規定の追加

②その他社会情勢の変化に伴う規定の見直し

- ・博物館の設置者の努力義務に係る規定の追加
- ・博物館の経営に係る規定の追加
- ・博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実
- ・多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等に係る規定の整備
- ・利用者及び地域住民等の創造的活動への支援に係る規定の整備
- ・博物館資料についての多言語による情報提供に係る規定の整備
- ・館長及び学芸員等の配置に係る規定の充実
- ・博物館における人材の養成に係る規定の整備
- ・博物館の施設及び設備に係る規定の充実
- ・博物館における危機管理等に係る規定の充実
- ・「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止

スケジュール（予定含む）

令和7年2月～ 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおける検討（これまでに下記も含めて計7回開催）

令和7年8月 博物館ワーキンググループ（第2期第5回）で改正案を議論

令和7年9月 文化施設部会（第2期第3回）で改正案を議論

令和7年12月上旬～令和8年1月上旬 パブリック・コメント

令和8年2月 公布

文化審議会文化施設部会について

第2期文化施設部会(第3回)資料1より



第1期文化施設部会（令和6年度） 2回開催

第2期文化施設部会（令和7年度） 4～5回開催

○主に以下の観点で、団体・有識者等へのヒアリングを実施

・第1回 ネットワーク連携（4/22）

東北歴史博物館企画部企画班 研究員 今井 雅之 様
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長
(兼)滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 館長 村田 和彦 様

・第2回 人材育成（7/4）

千葉県立中央博物館主任上席研究員
兼 スポーツ文化局文化振興課学芸振興室副主幹
立和名 朋美 様
公益財団法人アクロス福岡 事業部 芸術文化チーム 添嶋 麻里 様

・第3回 ヒアリングを踏まえた意見交換（9/2）

○ヒアリングや委員による議論を踏まえ、事務局より報告書骨子・事務局案をたたき台として示し、さらに意見交換

2030～2060年における文化施設（文化的活動が行われる施設）の在り方に関する報告書を取りまとめ

報告書を取りまとめる際の留意点

・博物館、劇場・音楽堂等といった文化施設だけでなく、文化的活動が行われる施設を幅広く対象とする。

・各施設が理想的なるべき姿を目指す中で、社会的な状況下において求められる対応・方策や考え方等について部会で整理を行う。

検討の状況に応じ、
第3期まで審議を継続
する可能性あり



これまで文化施設部会にて提示された論点は以下のように整理できる。

テーマ 2030～2060年における文化施設（文化的活動が行われる施設）の在り方

社会背景

- ・人口減少
- ・税収減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・グローバル化
- ・デジタル化
- ・ニーズの多様化と外部化

文化施設の 未来像

- ・文化施設が果たすべき機能
- ・文化施設の理想的な姿
- ・果たすべき機能・理想的な姿の実現に向けて想定される課題

課題の解決に 向けた手段

ネットワーク連携

人材育成

評価・広報

コンテンツの充実

役割分担

施設運営 ……

參考資料

博物館の歴史



- ・明治 4 (1871) 年 文部省を設置し、「博物局」が置かれる
- ・明治 5 (1872) 年 湯島聖堂で博覧会開催、東京国立博物館の誕生
- ・明治10 (1877) 年 教育博物館設置（国立科学博物館）
- ・昭和 3 (1928) 年 博物館事業促進会（日本博物館協会の前身）設立
- ・昭和24 (1949) 年 社会教育法制定
- ・昭和25 (1950) 年 文化財保護法制定（法隆寺の火災がきっかけ）、図書館法制定
- ・昭和26 (1951) 年 博物館法制定（博物館数 国立33, 公立71, 私立97）
- ・昭和40 (1965) 年～ 公立博物館の急増：明治百年、市町村制百年の記念事業
各地に博物館が作られる 多彩な私立・企業博物館も誕生
- ・平成13 (2001) 年 国立博物館の独立行政法人化
- ・平成15 (2003) 年 公立博物館への指定管理者制度の導入
- ・平成20 (2008) 年 公益法人改革による私立博物館の再編
- ・平成26 (2014) 年 地方独立行政法人による公立博物館運営
- ・令和 5 (2023) 年 約70年ぶりに博物館法大改正、施行



国立科学博物館



東京国立博物館

博物館の制度的分類について

○関係法令

博物館法(抄)

第2条

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

第31条

博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

○制度別・種類別分類

(出典)令和6年度社会教育調査

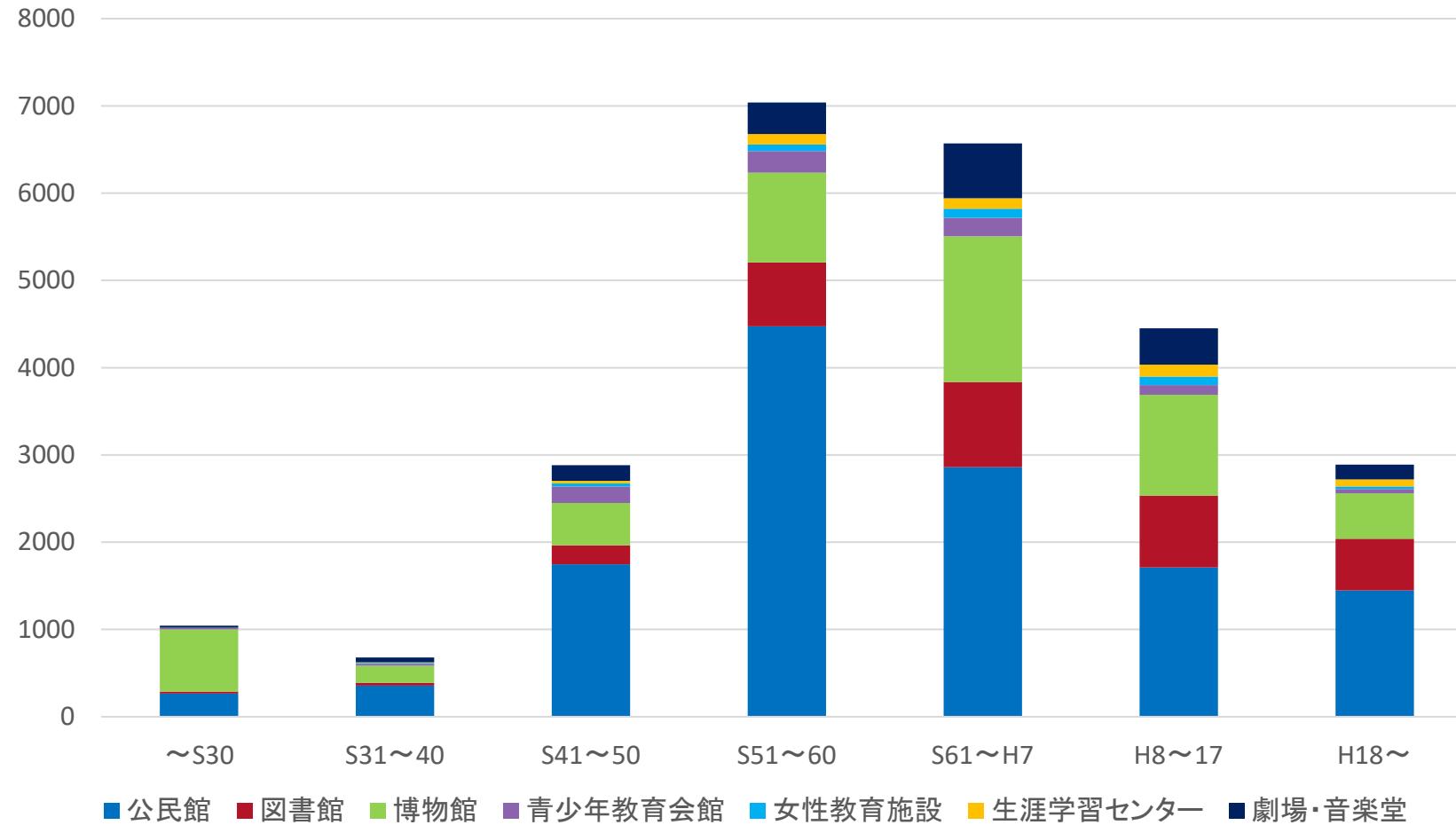
	歴 史	美 術	総 合	科 学	野 外	植物園	動物園	水族館	動植物園
登録博物館(969館)	359	367	136	70	11	6	6	14	0
<設置主体> 教育委員会、一般社団・財団法人、宗教法人 <登録要件> 館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館等 ※都道府県、指定都市教委による登録が必要									
博物館指定施設(375館)	136	102	25	38	6	7	29	25	7
<設置主体> 制限なし <登録要件> 学芸員相当職の必置、年間100日以上の開館等 ※国 又は 都道府県、指定都市教委による指定が必要									
博物館類似施設(4,422館)	2,834	593	335	345	103	91	58	46	17
<設置主体> 制限なし <登録要件> 制限なし									
5,766館(100%)	3,329 (58%)	1,062 (18%)	496 (9%)	453 (8%)	120 (2%)	104 (2%)	93 (2%)	85 (1%)	24 (0%)

開館年別施設数



- 博物館は、高度経済成長期を経て、1970年代～90年代に多くが設置されている。

各種施設の開館年別施設数

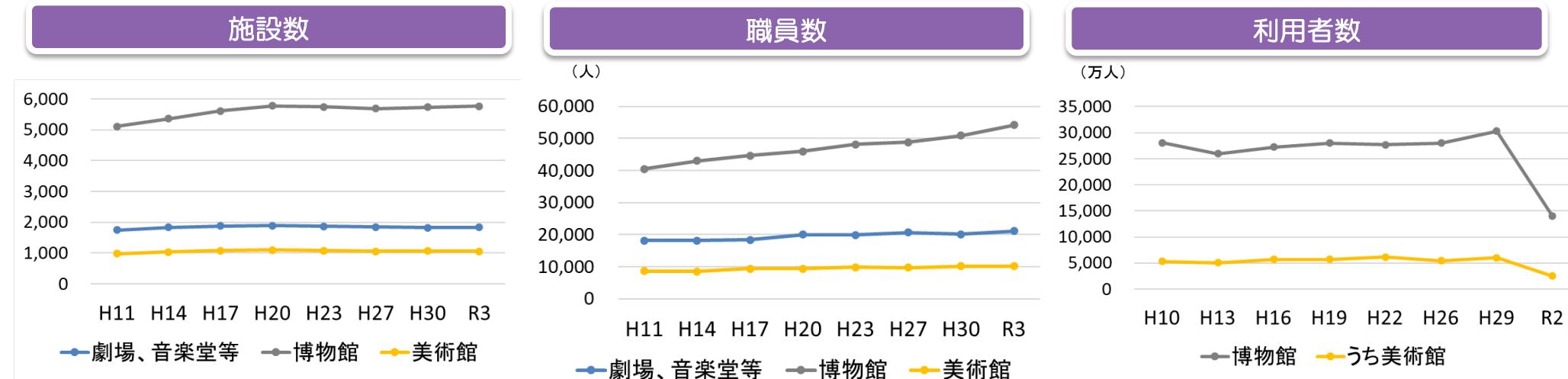


(出典) 社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

現在の施設数・職員数

- ✓ 施設数は増加傾しているが、増加率は減少している（概ね頭打ち）。職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設とも増加（微増）している。
- ✓ 利用者数は博物館が伸びているが、コロナの影響から令和2年度調査では一律に大きく減少している。

※劇場、音楽堂等は、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。博物館は、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の合計。



	劇場、音楽堂等	博物館	うち美術館
H11	1751 (113.0%)	5109 (113.3%)	987 (116.8%)
H14	1832 (104.6%)	5363 (105.0%)	1034 (104.8%)
H17	1885 (102.9%)	5614 (104.7%)	1087 (105.1%)
H20	1893 (100.4%)	5775 (102.9%)	1101 (101.3%)
H23	1866 (98.6%)	5747 (99.5%)	1087 (98.7%)
H27	1851 (99.2%)	5690 (99.0%)	1064 (97.9%)
H30	1827 (98.7%)	5738 (100.8%)	1069 (100.5%)
R3	1832 (100.3%)	5771 (100.6%)	1061 (99.3%)

※ () 内は前回比

	劇場、音楽堂等	博物館	うち美術館
H11	18,170 (10.38人)	40,462 (7.92人)	8,577 (8.69人)
H14	18,198 (9.93人)	43,054 (8.03人)	8,483 (8.20人)
H17	18,388 (9.75人)	44,619 (7.95人)	9,437 (8.68人)
H20	20,027 (10.58人)	45,979 (7.96人)	9,434 (8.57人)
H23	19,892 (10.66人)	48,199 (8.39人)	9,881 (9.09人)
H27	20,624 (11.14人)	48,763 (8.57人)	9,715 (9.13人)
H30	20,171 (11.04人)	50,920 (8.87人)	10,182 (9.52人)
R3	21,080 (11.51人)	54,159 (9.38人)	10,193 (9.61人)

※ () 内は1施設当たりの職員数

人的資源の制約

- 常勤職員が少ない、また施設運営や活動の中心を担う専門人材が配置されていない施設が多数存在。
 ⇒ 人的リソース不足、（専門人材を確保できていないことによる）ノウハウ不足

○博物館

日本の博物館の典型的な姿
 (参考資料：令和元年度 日本の博物館総合調査研究報告書
 日本博物館協会)

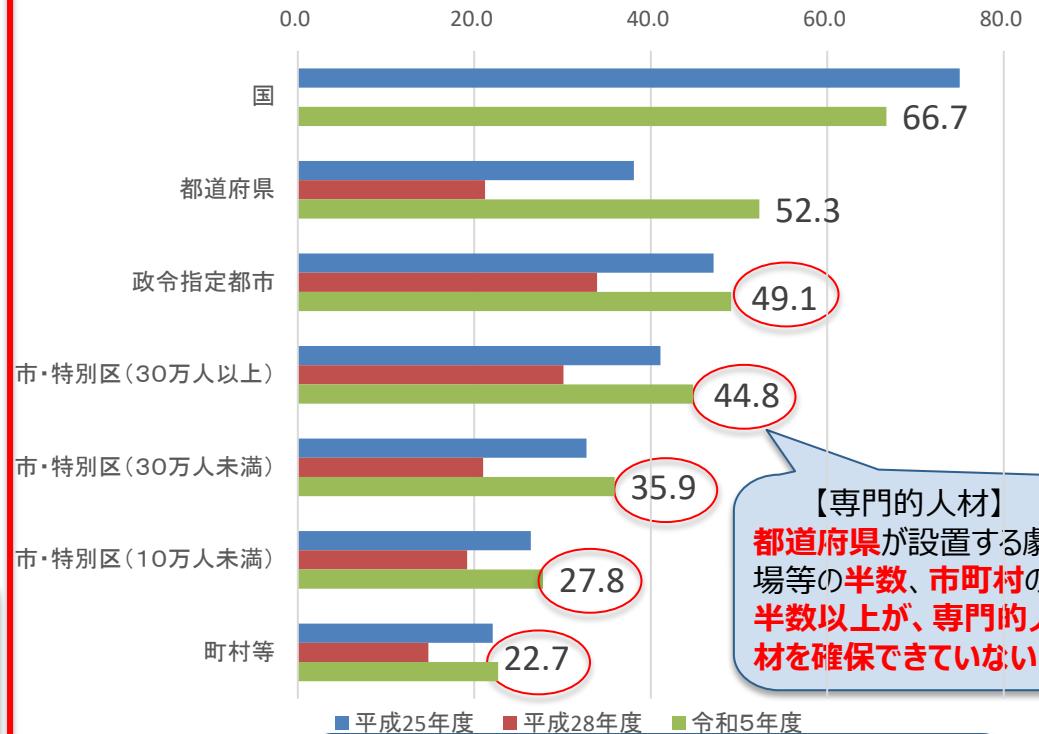
開館からの年数	30年
敷地総面積	4,075m ²
建物延べ床面積	1,337m ²
常勤職員数	3人
非常勤職員数	1人
学芸員資格保有者常勤職員数	1人
資料(人文系資料)	2,778点
資料(自然系資料)	500件
開館日数	300～324日
入館者数	5,000人未満 (平均値は7万人強)

【常勤職員数】
 5人以下 65.1%
 6～10人 17.9%
10人以下の博物館が83.0%

【学芸員】
活動の中心を担う学芸員を配置していない博物館も多い。

○劇場・音楽堂等（公立）

専門的人材確保できている館の割合(設置者別)



【専門的人材】
都道府県が設置する劇場等の半数、市町村の半数以上が、専門的人材を確保できていない。

【劇場における非正規職員割合】
 平成30年度 55.8%
 令和4年度 58.5%
非正規職員の割合は6割弱で推移

(出典) 公益社団法人全国公立文化施設協会
 「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」報告書（各年度版）より

令和4年度の博物館法改正について

- **すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善すること**を促すとともに、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る制度へ
- また、**博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図る**よう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：外形的な基準に基づき審査

- 法律上の目的を達成するために必要な
- ① 博物館資料があること
 - ② 学芸員その他の職員を有すること
 - ③ 建物及び土地があること
 - ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、
株式会社、
社福法人等は
対象外だった

活動の質や
公益性の担保、
向上につなが
らなかった

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査
対象：設置者による限定なし

博物館類似施設

【新制度】 ※R5.4.1～施行

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による
「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
(国・独法以外の設置者はすべて対象)

審査：私立博物館は、**活動内容の質等について実質的に審査**

- ・設置者の経済的基礎・社会的信望
 - ・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制※
 - ・学芸員等の職員の配置※
 - ・事業を行うにふさわしい施設や設備※
 - ・一年を通じて150日以上開館すること
- (※は、省令を参照し各都道府県が基準を設定)

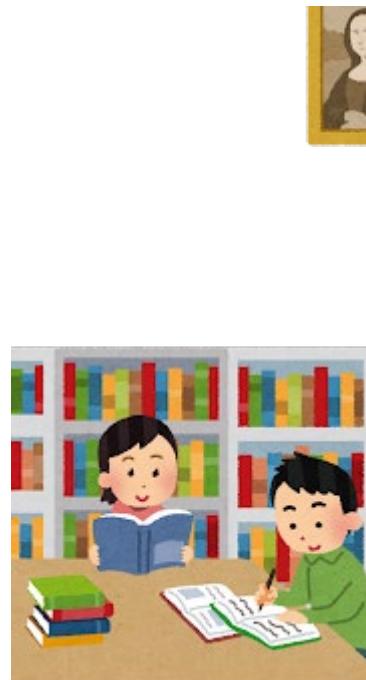
【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定
対象：設置者による限定なし

その他の施設

- これまで、文化庁は、博物館法や劇場・音楽堂等法の対象施設を「文化施設」として政策運営や支援を推進。
- 実際の人々の文化的活動を見ると、公共性や社会性の高い施設（社会教育施設 [例：図書館、公民館]）や、生活性や事業性が高いものの、同時に我が国の歴史・文化を体現している施設 [例：古民家、酒蔵] などにおいても、活動が行われ、「場」として活用されているケースも少なくないのではないか。

⇒ 文化施設部会での議論においては、**広く文化的活動が行われる「場」を、必要に応じて議論のスコープに入れて考えるべきではないか。**



文化的活動も行われる施設

- ① 公共性や社会性が高い施設
[図書館、公民館、体育館、アリーナ等]
- ②生活性や事業性が高く、歴史・文化を体現する施設
[古民家・酒蔵等の伝統的建築物等]



必要に応じて議論のスコープに

これまでの委員の意見整理

【ネットワーク連携】

- ・館の特徴としても、文化だけでなく健康や教育等、他分野と連携することは今や当然。そういう特徴のあるハブ館が展開していくか。
- ・地域に必要な場所になるために地域課題を解決する→解決には博物館の人材だけでは十分でない→他の施設との融合、多機能化と言ったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティの数を減らしてはいけない。それを残しながらいかにネットワーク化するか、総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると一度に複数館が集まるのでネットワーク連携できるが、一度一緒にやるだけでは意味が無い。それをきっかけに本質的なネットワーク形成まですべき。

【人材】

- ・プロデュースできる人材が重要。そういう人は既にいるが、もっと顔が見える形で活躍していくべき。
- ・人材それぞれの専門性をどうとらえて配置するか。
- ・優れたプロデューサーが各施設をつなぎながら地域に根づいて、自治体と教委とも連携して、地域全体をプロデュースする人が育つかどうか。
- ・芸術は人が作るものなので、人に焦点を当てることが必要。
- ・非正規雇用が多い現代への対応。
- ・公立施設は現在でも苦しい中で、各館の規模や内容に応じて、人とお金をどう組み合わせるか。
- ・町おこしでは、商工会議所のメンバー等も重要。
- ・現場職員から経営側に変わる際の研修が必要。研修の一覧があれば共有して欲しい。
- ・若い人たちをどう議論に巻き込むか。
- ・学校教育との繋がりが重要。幼少期から文化施設を馴染む場所にするにはどういう繋がりが良いのか、若い世代に考えてもらうのも良い。
- ・行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。

【施設運営】

- ・指定管理者制度の功罪は考えるべき。
- ・指定管理の評価は一斉に行うが、長期的な視点で評価すべき。
- ・指定管理期間のなかで学芸員や職員の専門性をどう受け継ぎ育成できるのか。
- ・コンセッションも民間の理論だけで進むのは危険あり、文化政策上の検討が行われるべき。
- ・スポーツでは球団が球場ももって一体運営⇒文化では施設管理者と現場職員やコンテンツを作る側が全く別になっているのでは。
- ・民間委託が良いかは大規模・小規模で違いがあるので区別して考えるべき。

【文化資源・コンテンツ】

- ・ファッショントレンド、マンガ、アニメ、建築など、日本の強いコンテンツを体系的に見せることのできる文化施設を作るべき。
- ・コンテンツの中身によって、どういう施設や運営形態にするか検討すべき。
- ・文化施設の持続可能性は、本来文化施設が持つべきコンテンツの力が必要。
- ・ザンビアでは村丸ごと博物館、のようなコミュニティミュージアムの事例あり。

【地域振興・まちづくり】

- ・地域に行けば行くほど、歴史系の博物館等、その立地に価値や意味がある施設があり、簡単に都市部に統合という訳にはいかない。
- ・博物館が地元の誇りを生み出す可能性は大きい。
- ・その地域の有名人や作品等と文化施設のコンセプトを合わせた町おこしも。
- ・コンパクトシティは施設によって良し悪しが変わる。施設が地域の中心だけに集まってしまった場合、人が逆に郊外に出てしまうパターンもあるので、十分な分析が必要。
- ・住民にとって良い施設を考えるために、施設を超えた都市デザイン、まちづくり的な発想が重要。
- ・観光客にとって良いもの、住民にとって良いもの、その関係性も要確認。
- ・文化施設に行くための交通手段の問題あり、行政縦割りでは無く、地域全体として盛り上げ必要。
- ・今後の人口減少では、行政の積極性によって栄える町と廃れる町の差が開くのではないか。
- ・まちづくりの中で、住民とファンが交流する場として博物館や美術館も重要。
- ・文化施設のほうからまちづくりを用意させることは難しい、理想の全体最適を描きながら部分最適していくのでは。

【経営改善・収益性】

- ・常設の施設としてどのように人を集めのか、収益を上げる方策の改善が必要。
- ・各地域や地域の状況に応じて、施設が成り立つ要件定義を行う。
- ・「将来世代に残したい」「もう一度来たい」という思いから、入館料が上がっても良い、寄附するという人も多い。
- ・行政はコストダウンを考えるが、それでは良い人も来ず、劇場も発展しないので、安ければ良いという発想は転換すべき。

【その他】

- ・施設に限らず、芸術祭やアートフェア等テンポラリーなイベントも重要。
- ・結局、劇場法、博物館法、図書館法と、それぞれの法律に縛られてしまうので簡単に連携できない。横串を通して欲しい。そのための具体的な技法を検討すべし。
- ・新しい施設を作るのは夢を描きやすいが、既存施設をどうするかは難しい。
- ・好事例の周知の場（サミット、アワード等）を設置すべき。
- ・好事例が上手くいった要因（属人的なのか、仕組みの工夫か等）を共有できれば良いのでは。
- ・あくまで専門性があつての多角化であるため、全ての施設・分野で多角化をする必要は無いのでは。

文化施設におけるネットワーク連携について

▶これまでの主な委員意見

(第1期第1回、第2回)

- ・館の特徴としても、文化だけでなく、健康や教育など他分野と連携することが今や当然となっている。そういった特徴があるハブ館が展開していくかが重要。
- ・文化施設が地域に必要な場所となるために地域課題の解決に取り組む際、課題解決には博物館の人材だけではなく、他の施設との融合や多機能化といったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティは残しながら、いかにネットワーク化するか。総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると、一度に複数施設が集まるためネットワークはできるが、一度だけでは意味が無く、それをきっかけに本質的なネットワーク形成を行うべき。

(第2期第1回)

- ・連携には、リスクを減じてメリットを高める効果があり、収入増や品質向上、施設の資源の相互補完が期待できる。
- ・汎用性があるネットワークの姿を仕組み化して示すことが必要。ネットワークの類型も整理できるのではないか。
- ・様々なレイヤーの個人的なつながりによるネットワークの存在も念頭に置くことが必要。



- ✓ 今後、文化施設が人口減少等の社会の変化に対応しつつ、文化施設の取組を維持・高度化する上で、文化施設間・他分野施設間でのネットワーク連携は有効な対応策であることが想定される。
- ✓ これまで提示された好事例を分析することにより、他の地域・分野・施設種でも適用可能な形で、ネットワーク連携の在り方を示すことができるのではないか。
- ✓ その際には、都市部・地方部で機能するネットワークの違いや、施設間のフォーマルなネットワークと、個人間のインフォーマルなネットワークの区別を念頭に置く必要があるのではないか。

▶これまでの主な委員意見

(第1期第1回、第2回)

- ・施設を維持するためプロデュースのできる専門人材が重要で、顔が見える形での活躍を推進すべき。
- ・優れたプロデューサーが各施設をつなぎ、自治体や教委とも連携しながら地域に根付いていく必要。
- ・文化施設内部の専門人材だけでなく、外的人員も人的リソースとして考えていく。
- ・行政と一般の方々を巻き込むことが必要。商工会議所等、文化関係だけでなく町おこし等に貢献できる人材も重要。
- ・文化施設で働くべき人々の専門性についてこの場で十分議論して認識を共有するべき。
- ・デジタルやマーケティングの専門人材を現場より上位のレベルで横串で活用することが重要。
- ・行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。



- ✓ 単純な増員が望めない中、**業務の効率化や重点化と、人材の能力開発（スキルアップ）の両面を図っていく必要**があるのではないか。
- ✓ 現状では、限られた事業費の範囲内で職員数を確保するために非正規化が進んでいる可能性があるが、**事業運営に不可欠な中核人材の専門性の向上や持続的な能力開発に当たっては、正規雇用とキャリアパスの提示**が望ましいのではないか。
- ✓ 一方で、DXや広報、マーケティング、まちづくり等、**施設の事業範囲に留まらない専門人材を確保するに当たっては、施設での直接雇用だけでなく、嘱託や複数施設への派遣といった雇用形態**が考えられるのではないか。
- ✓ 効率的・効果的な人材育成の観点から、施設内での研修だけでなく、**文化庁や独法等で行っている研修の活用や、連携による人材育成も重要**ではないか。
- ✓ 将来的な施設の人材・来館者の確保に向け、若年層向けの鑑賞者教育、アウトリーチ、学校教育との連携等も必要ではないか。

【好事例】他施設との連携による地域活性化への貢献

第1期文化施設部会(第2回)資料1より



伊丹市昆虫館の例

《鳴く虫と郷町》企画による地域活性化

定番の企画展を館から市中心地へ移動して開催したところから企画がスタート。19年目となる2024年は、コンサート、ラジオ、歌会、茶会、星見会、古本市、飲食イベント、限定グッズの販売など、伊丹駅周辺で計78件の関連イベントが行われた。

関連イベントの一つ「むしむし☆ナイトフィーバー」では、市立演劇ホールと連携し、舞台照明を活かして懐中電灯で観察する昆虫展示を実施。

文化施設が自館の専門性・資料の特性を活かしながら、施設類型を超えて連携し、地域のコミュニケーションを促進しながら地域の活性化に貢献している好事例。

令和6年度ミュージアム・パブリックリレーションズ研修 伊丹市昆虫館資料より
<https://www.itakon.com/>



認知症患者とその介護者を対象とした鑑賞プログラムの様子



高齢者を主な対象とした多様な博物館体験の機会を創出するワークショップの様子

九州産業大学美術館

博物館法の一部改正により、これから博物館の役割・機能として、地域の多様な主体との連携・協力により、社会や地域の課題に向き合い、解決に取り組むこと（「つなぐ、向き合う」）も求められる。そのモデルとなることを目指し、様々な連携を通じて地域資源を活かし地域の人々の健康寿命の増進につなげることを目的とする。

取組内容

- 認知症患者とその介護者を対象とした鑑賞プログラムの開発と実践
- 博物館と医療・福祉機関の連携に係る研究会の開催
- 高齢者を主な対象とした多様な博物館体験の機会を創出するアートバスツアー、ワークショップの開催

令和4年度博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業 事例集より

[令和4年度InnovateMUSEU事業事例集.pdf](#)

【好事例】メタバース美術館の構築



大谷美術館のメタバースミュージアム



美術鑑賞セミナーの様子

公益財団法人 大谷美術館

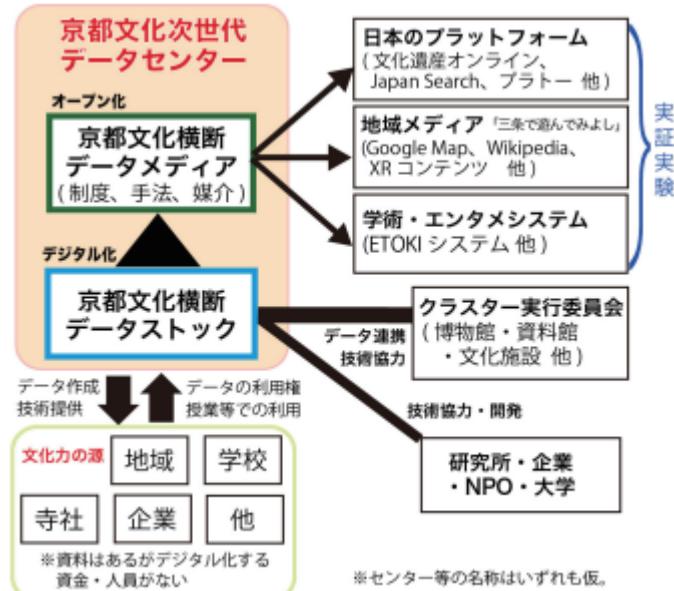
デジタル技術の活用による新たな美術品鑑賞と、高精細複製品の制作により、柔軟性の高い展示の実現や、リアルとデジタルの両面で美術鑑賞できるようにする。さらにこれらのコンテンツを、他の展示施設との間で共有・交換することにより、鑑賞のネットワーク展開を図る。メタバース技術を用いることで、美術作品の中にアバターとして入るなど、新たな美術品鑑賞をより多くの人がネットワーク上で体験できるようにすることを目指す。

取組内容

- 所蔵美術作品の高精細複製品の制作
- メタバースミュージアムの構築
- 美術鑑賞セミナーの開催

令和4年度博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業 事例集より

[令和4年度InnovateMUSEU事業事例集.pdf](#)



事業の概念図



データセンター（仮称）での作業

京都府京都文化博物館

京都文化博物館を中心、「京都文化次世代データセンター（仮称）」構築を企図。ここに各種資料を持ち寄ってデジタル化できる設備とノウハウを整える。2025年度の本格稼働を計画し、その重要なステップとして本事業は、①最先端の技術や制度の素養を持つデジタル人材の育成、②データストック作業の Good Practice モデルの構築、③デジタル化した文化財をまちづくり資源等とする実践例の蓄積を目的とする。

令和5年度博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業 事例集より

[令和5年度InnovateMUSEU事業事例集.pdf](#)



やさしい日本語でアートを楽しむワークショップ
「伝統工芸でつながるあなたと私の部屋」



アート体験「色は無限大∞ わたしのすきをみつける」
(ひきこもり支援)

岡山県立美術館

(岡山県立美術館 学校と美術館の連携委員会)

学校との連携を軸に、新たに岡山カルチャーゾーン内の 5 つのミュージアムとも連携を図り、「あらゆる利用者」に目を向け、学校教育とミュージアムラーニングのゆるやかな接続をデザインしながら、ミュージアムが多様な人々にとって「第 3 の場所」となることを目的に事業に取り組む。

また、本事業に取り組むことをとおして「利用者」について考え、今まで取り組みができていなかった「学校や地域社会に接点を持ちにくい、あるいは、生きづらさを抱えている人々」をサポートしている機関との連携の在り方を構築する。

取組内容

- やさしい日本語×ミュージアム（ワークショップ）
- ひきこもり支援×ミュージアム（アート体験）
- カルチャーゾーン・ミュージアムラーニング（ミュージアムの使い方「あいうえお」の作成）

令和 5 年度博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業 事例集より
[令和5年度InnovateMUSEU事業事例集.pdf](#)



ストーリーブック検討会議の様子



巡回展示「地球時間の旅」の作成に係る意見交換の様子

糸魚川フォッサマグナミュージアム

全国の博物館及びジオパークのネットワークを活用し、以下の事業目的を達成する。

- ① 全国の大規模なジオパークのネットワーク形成
- ② 博物館と地域コミュニティの距離を縮める表現方法とノウハウの共有
- ③ 博物館内で完結する学びから、現地での学びの起点となる博物館の実現
- ④ ローカルなモノ・コト・ヒトからグローバルな視点を伝えられる人材の育成
- ⑤ 地球スケールの視点の共有による、各館・地域の個性と多様性の理解

取組内容

- 全国のジオパークがもつ大地と自然と人の暮らしの繋がりをまとめたストーリーブックの作成
- 標本と地域をリンクさせた デジタルアーカイブの作成
- 巡回展示「地球時間の旅」の作成

令和5年度博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業 事例集より
[令和5年度InnovateMUSEU事業事例集.pdf](#)

【好事例】行動観察により利用者の目線を取り込んだ展示の改善



第2期文化施設部会博物館WG(第2回)資料1より

Case Study

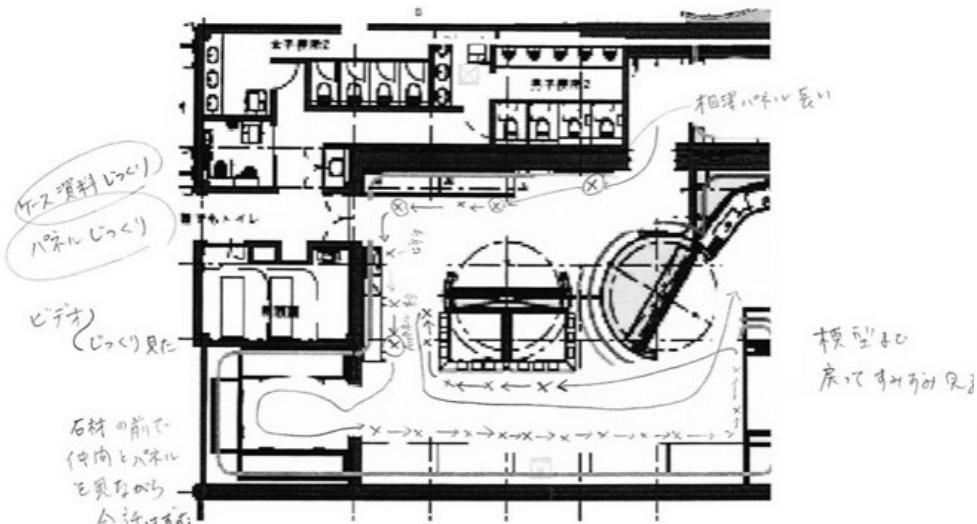


事例 1

来館者の行動観察を通じた、解説パネルの改善

群馬県立歴史博物館(群馬県高崎市)

群馬県立歴史博物館では、①中高生が読んだら分かる、②大人が読んで子供に説明できる、の2点を満たすよう、来館者の行動観察を通してパネルの解説文を改善してきた。また、来館者の興味を引き、内容の大枠が理解できるようにタイトルとサブタイトルにも工夫を凝らした。学芸員それぞれがパネルを作成したが、アカデミックな価値が失われないよう、タイトルには「時代性を反映させる」、サブタイトルは「十数文字以内で興味を引き、何が起こったか分かる」ものになるよう周知した上で、作成したパネルを学芸員同士で確認し合い、博物館として守りたいラインを探る議論を重ねた。加えて教育普及係の職員にも見てもらい、「分かりやすく」「歴史的背景」が伝わるパネル解説になっているかを確認することで、館全体での基準を統一した。



行動観察中は来館者の動線を線で書き記し、滞在時間の長い場所では「×」の印をつけた。

(提供:群馬県立歴史博物館)

ここはま
横浜開港と幕末の動向

The opening of Yokohama port and unrest at the end of the Edo period
横浜開港と幕末の動向
제한과 에도시대 말기의 동향

嘉永6(1853)年のペリー来航をきっかけに幕府は開港へと踏み切りました。(1859)年に横浜が開港すると、した中居屋重兵衛や吉村屋幸兵などの売込商人は、生糸貿易に重きを置いた。その一方で、国内

ついに開国 上野国やいかに!
－あなたの知らない下仁田戦争－

嘉永6(1853)年のペリー来航をきっかけに開国をした後、上野国の商人の中には外国向けに生糸を生産して成功する者が現れました。しかし、不安定な社会の中で「外國を排除せよ」という攘夷を求める動きも高まり、その急先鋒である水戸天狗党と、高崎藩が戦った下仁田戦争は各方面に衝撃を与えました。その後、慶応4(1868)年には戊辰戦争が勃発し、時代は明治に移っていきます。

文化観光ガイドブック

【好事例】デジタルアーカイブを利用したグッズ制作と販売

REKITEE ONLINE STORE



@東京国立博物館

Haniwa Horse

馬形埴輪

うまがたはにわ

¥8,500(TAX IN)

COLOR: WHITE



SIZE

S **M** **L** **XL** **XXL**

XXXL

QUANTITY

— 1 +

[SIZE GUIDE](#) [ITEM DETAILS](#)

ADD TO CART

古墳時代のロールスロイス。

5世紀後半から6世紀にかけて作られた馬をかたどった埴輪で、埼玉県熊谷市で出土しました。この時代には大陸からもたらされた乗馬の風習の普及に伴い、馬形の埴輪も多く製作されるようになりました。鞍（くら）や鐙（あぶみ）、轡（くつわ）や手綱（たづな）といった乗馬具や飾りなども細かく造形され、古墳にしばしば副葬される馬具の用途を示す手がかりになっています。

重要文化財

IMPORTANT CULTURAL PROPERTY

[重要文化財とは...](#)

馬形埴輪

うまがたはにわ

Haniwa Horse

古墳時代

6世紀

高さ：87.5cm

横幅：101.5cm

奥行：36.5cm

◆モデル着用画像はイメージです。実際の商品とは形状・仕様が一部異なります。実際の商品の形状・仕様は商品の単体画像および[SIZE GUIDE](#)と[ITEM DETAILS](#)をご確認ください。

◆生産時期により、商品画像と実際の商品の色・サイズ・デザインが多少異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

「ColBase」を加工して作成

https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/J-838?locale=ja